令和９年度保育所等利用案内

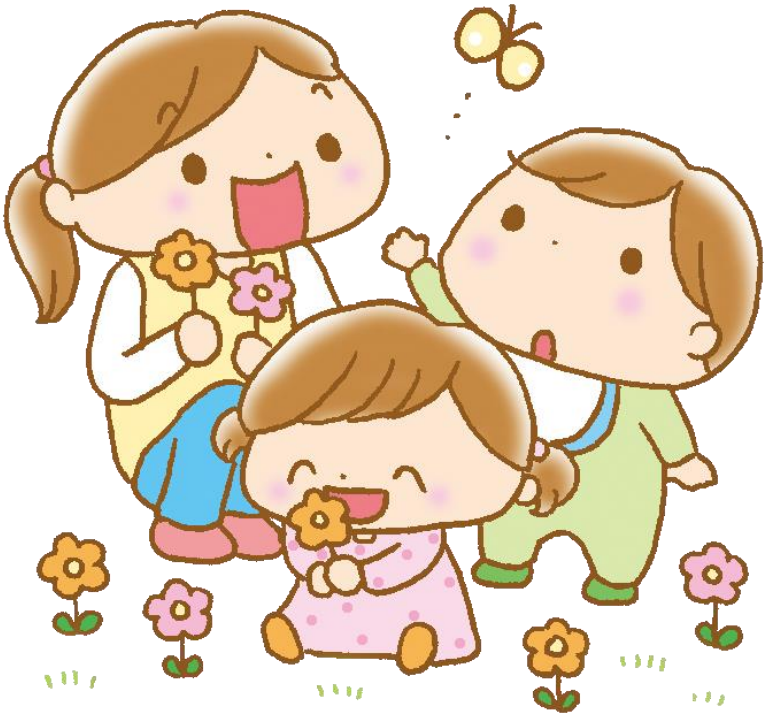

塩竈市　福祉子ども未来部　保育課

１．申込手続について

●４月または５月入所希望の方

１．受付方法と申込期間（一次調整）

【申込期間】
令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１１日（水）まで
【受付場所】
ふれあいエスプ塩竈（塩竈市東玉川町９番１号）学習室１

- 下記の第１希望の施設の日時（難しい場合は、第２希望以降の施設の来場可能な日時）に、必要書類を持参の上、お越しください。
- 簡単な面接を行いますので、必ずお子さんと一緒に保護者の方がお越しください。
- 期限内に書類の提出がない場合、一次調整の対象外になります。
- 感染症等にり患し期限内の書類提出が難しい場合は、保育課までご相談ください。

受付日	午前の部　10:00～12:30	午後の部　14:00～16:30
4 日（水）	元気キッズさかえ保育園 元気キッズきたはま保育園	塩釜聖光幼稚園
5 日（木）	玉川保育園 あゆみ保育園	藤倉保育所 うみまち保育所 清水沢保育所
10 日（火）	東部保育園 NOVAバイリンガル塩竈後楽町保育園	塩釜ひまわり保育園 てでぃべあ～ちいさなひまわり～
11 日（水）	パドマこども園	やまつみ わだつみ保育園

２．申請の流れについて

1.利用申込書類を受取

※提出書類や記入方法についての説明があります。
※保育課窓口で受取または塩竈市ホームページよりダウンロードしてください。

⇩

2.利用申込書類を提出

※お子さんの出生後から申請が可能です。簡単な面接を行いますのでお子さんと一緒にお越しください。

⇩

3.入所調整・結果送付

※各保育所等に対して受入できる人数を超える申込みがあった場合は、家庭の状況等を入所優先順位に係る基準に基づいて指数化し、指数の高いお子さんから優先的に利用できるよう調整します。
※市から支給認定証・入所承諾書・施設での面接のお知らせが送付されます。

⇩

4.入所決定施設での面接

※面接時に保育の必要時間、お子さんの発達状況、アレルギーの有無、離乳食の進行状況等の聞き取りがあります。

⇩

5.保育料決定通知書等の送付

※4 月以降、保育料決定通知書・保育料無償のお知らせ又は副食費免除のお知らせを入所後に施設を通して送付します。

●年度途中から入所希望の方

【申込期間】

入所希望日の２か月前から１５日前まで

【受付場所】

塩竈市福祉子ども未来部保育課保育係（塩竈市本町１－１　壱番館庁舎１F）

入所希望先に空きがある場合は、①入所仮決定のご連絡をします。その後、②保育所との面接を行い、受け入れ可能となった場合は、③入所決定となります。

・申込内容に変更があった場合について

提出書類の内容（住所、就労状況、家庭状況等）に変更があった場合は、直ちに保育課までご連絡ください。利用調整後、申込内容と実際の家庭状況や保育を必要とする状況等に相違があることが判明した場合には、教育・保育給付認定・利用内定・入所承諾等が取り消しとなることがあります。また、**申込みを取り下げる場合や希望保育所等を変更する場合も、必ずご連絡ください（電話での追加・変更ができます）。**

入所不承諾になった場合

＊希望施設に空きが出て、入所調整がつくまでお待ちいただくことになります。

＊入所希望日が過ぎても、年度内（４月～翌年３月まで）は申請が有効となりますので、**入所の調整がついた場合に保育課よりご連絡します。連絡がない場合は、入所調整中となります。**

＊入所不承諾で育児休業の延長のために手続が必要な方は、**「事業所入所保留通知書」発行願**を提出してください。

＊雇用保険法施行規則の改正（令和７年４月１日施行）**により、育児休業給付の延長には、従来の入所保留通知書等に加えて、**「保育所等の利用申込みが速やかな職場復帰のために行われたこと」を確認するための書類（延長事由認定申告書、市町村に提出した申込書の写し等）が必要となり、審査が厳格化されました。**「教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書」の写しが必要となりますので、予め写しを取って保管してください。**

２．教育・保育給付認定（２号・３号認定）について

１．教育・保育給付認定について

保育所等を利用する場合には、市の教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって３つの区分に分かれており、保育所等を利用するには２号認定又は３号認定を受ける必要があります。

◆教育・保育給付認定の区分◆

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる主な施設
１号認定 （教育標準時間） ・直接各施設へお申し込みください。	３～５歳	なし	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）
２号認定 （保育標準時間・保育短時間）	**３～５歳**	**あり**	**保育所・認定こども園（保育所部分）**
３号認定 （保育標準時間・保育短時間）	**０～２歳**	**あり**	**保育所・認定こども園・小規模保育事業所等**

２．保育の必要性の事由について

２号認定又は３号認定を受けるには、保育の必要性が要件となります。保護者が次の事由に該当する場合は、保育の必要性が認められるため、申込みすることができます。

①　就労（月６４時間以上）	外勤（フルタイム・パート）・自営業・内職等
②　妊娠・出産（産前産後２か月）	母の産前産後に上の子の保育が必要である場合
③　疾病・障害	保護者が病気・けが・心身障害がある場合
④　介護・看護	親族の介護・看護をしている場合
⑤　災害復旧	災害で被害を受けたために復旧にあたる場合
⑥　求職活動（起業準備含む）	求職活動を継続的に行っている場合
⑦　就学	学校または職業訓練校に在学している場合
⑧　虐待・ＤＶ	児童虐待やＤＶのおそれがある場合
⑨　育児休業中（継続利用のみ）	すでに保育所を利用している子どもがいて、育児休業を取得した場合（この事由による新規入所はできません）
⑩　その他	上記に類する状態として、市が認める場合

「妊娠・出産（産前産後２か月）」の事由で入所し、育児休業を取得する場合は、「育児休業中」の事由で引き続き、保育所等を利用することができます。

３．保育の必要量について

２号認定又は３号認定を受ける場合、保育の必要量（保育を必要とする時間）の認定を受けることになります。保育の必要量には「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の２種類があり、各家庭における保育を必要とする時間数や通勤時間等を考慮し、市で決定します。

各保育所等において保育標準時間の時間帯（最大で１１時間）と保育短時間の時間帯（最大で８時間）が設定されており、これらの時間帯の中で就労状況等に応じて利用することが基本となります。

◆保育の必要量の区分◆

区分	保育の必要性の事由(就労)・	保育の必要性の事由(その他)
保育標準時間	月１２０時間以上	妊娠・出産 疾病・障害 介護・看護等
保育短時間	月６４時間以上１２０時間未満	求職活動 育児休業中

・就業開始・終了時間の都合で保育短時間での利用ができない場合は各保育所等へご相談ください。

◆利用時間の考え方◆

就労時間の都合等で、保育所等で設定している保育標準時間・保育短時間以外の時間を利用する場合は各保育所等で申し込みを行うことで、延長保育を利用することができます。

各保育所等によって、延長保育時間・延長保育料の金額に違いがありますので、塩竈市ホームページ「延長保育について」を参照、または各保育所等にお問い合わせください。

塩竈市ホームページ「延長保育について」

例）公立保育所　　平日の場合

7:30　8:30　～　16:30　17:30　18:30　19:00

標準時間	標準時間（最大11時間）	延長保育
月額利用		1000円
一時利用（1日）		150円

7:30　8:30　～　16:30　17:30　18:30　19:00

短時間	延長保育	短時間（最大8時間）	延長保育		
月額利用	850円		800円	750円	1000円
一時利用（1日）	100円		100円	100円	150円

３．塩竈市保育料基準額表

令和元年１０月１日から始まった幼児教育・保育の無償化により保育料は次のとおりになります。

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="4">支給認定保護者の属する
世帯の階層区分</th><th colspan="6">保育利用（３・２号認定）３歳未満児</th><th colspan="4">保育利用（2号認定）3歳以上児</th></tr>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">利用者負担額
（主食費・副食費含む）</th><th rowspan="3">利用者
負担額</th><th colspan="3">給食費
（3歳以上児）</th></tr>
<tr><th colspan="3">ひとり親世帯
在宅障害者世帯</th><th rowspan="2">主食費</th><th colspan="2" rowspan="2">副食費</th></tr>
<tr><th>国階層</th><th>階層
区分</th><th>定義</th><th>保育標準
時間</th><th>保育
短時間</th><th>多子
カウント</th><th>保育標準
時間</th><th>保育
短時間</th><th>多子
カウント</th><th>ひとり親世帯
在宅障害者世帯</th></tr>
<tr><td>1</td><td>1</td><td>生活保護世帯</td><td>0</td><td>0</td><td rowspan="4">年齢制限
なし</td><td>0</td><td>0</td><td rowspan="7">年齢制限
なし</td><td rowspan="12">無償</td><td rowspan="12">実費負担
又は
主食持参</td><td rowspan="5">免除</td><td rowspan="8">免除</td></tr>
<tr><td>2</td><td>2</td><td>市民税
非課税世帯</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>3</td><td>3</td><td>市民税　均等割のみ
課税世帯</td><td>12,500</td><td>12,200</td><td>5,750</td><td>5,600</td></tr>
<tr><td></td><td>4</td><td>市民税　所得割額
48,600円未満</td><td>15,500</td><td>15,200</td><td>7,250</td><td>7,100</td></tr>
<tr><td>4</td><td>5</td><td>市民税　所得割額
57,700円未満</td><td>21,000</td><td>20,600</td><td>9,000</td><td>9,000</td></tr>
<tr><td></td><td>6</td><td>市民税　所得割額
59,500円未満</td><td>21,000</td><td>20,600</td><td rowspan="9">小学校就学
前児童のみ</td><td>9,000</td><td>9,000</td><td rowspan="5">実費負担</td></tr>
<tr><td></td><td>7</td><td>市民税　所得割額
77,101円未満</td><td>27,000</td><td>26,500</td><td>9,000</td><td>9,000</td></tr>
<tr><td></td><td>8</td><td>市民税　所得割額
79,000円未満</td><td>27,000</td><td>26,500</td><td colspan="2" rowspan="4">市民税所得割額
77,101円以上は
一般的な保育利用料
と同額</td><td rowspan="4">小学校就学
前児童のみ</td><td rowspan="4">実費負担</td></tr>
<tr><td></td><td>9</td><td>市民税　所得割額
97,000円未満</td><td>30,000</td><td>29,400</td></tr>
<tr><td>5</td><td>10</td><td>市民税　所得割額
124,000円未満</td><td>35,000</td><td>34,400</td></tr>
<tr><td></td><td>11</td><td>市民税　所得割額
145,000円未満</td><td>40,000</td><td>39,300</td></tr>
<tr><td></td><td>12</td><td>市民税　所得割額
169,000円未満</td><td>44,500</td><td>43,700</td></tr>
<tr><td>6</td><td>13</td><td>市民税　所得割額
301,000円未満</td><td>53,000</td><td>52,000</td></tr>
<tr><td>7</td><td>14</td><td>市民税　所得割額
397,000円未満</td><td>57,000</td><td>56,000</td></tr>
<tr><td>8</td><td>15</td><td>市民税　所得割額
397,000円以上</td><td>60,000</td><td>58,900</td></tr>
</table>

〇多子による保育料の軽減について

同一世帯の２人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合には、第２子は半額、第３子以降は無料となります。ただし、階層区分１から７までのひとり親家庭等の場合は、第２子以降が無料となります。なお、階層により多子の判定に含めるお子さんの年齢制限が異なります。上記の表中「多子カウント」の項目をご確認ください。

また、３歳以上児の副食費について、第３子以降の児童は市民税所得割額に関わらず免除となります。

〇ひとり親世帯について

離婚調停中で、既に別居されているのであれば、裁判所からの調停を証明する書類等を提出することで保育料算定の一部において、ひとり親と同等の取扱いを受けることができる場合があります。裁判所からの調停を証明する書類等が提出できない場合は、ひとり親世帯とみなすことはできません。

〇在宅障害者世帯について

収入によっては、保育料が軽減される場合があります。提出書類については８ページを参照ください。

〇保育料についての注意点

１、４月１日時点の年齢により保育料を決定いたします。

・３号認定から年度途中で３歳を迎えて２号認定となった児童については、その年度の保育料は無償になりませんのでご注意ください。次年度から無償になります。

２、保育料は、児童の父母の課税額の合計により算出するほか、ひとり親家庭で保護者の収入が少ない場合、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を加える場合があります。

３、保育料は、保育標準時間及び保育短時間の各認定区分により異なります。認定区分は、支給認定証の保育必要量の欄に記載されています。

４、階層区分は、４月から８月までは前年度分の市民税所得割額、９月から翌年３月までは当年度分の市民税所得割額により決定します。例えば、令和９年４月から８月までは、令和８年度分（令和７年分）の市民税所得割額、令和９年９月から令和１０年３月までは令和９年度分（令和８年分）の市民税所得割額により決定します。

５、市民税所得割額を計算する際は、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）を除いた金額となります。

６、税の未申告等により市町村民税の課税状況が確認できない場合、保育料は最高階層の金額に決定されます。利用申込までに、１月１日に住民登録をしていた市町村で申告を済ませてください。

７、この保育料のほか、各保育所等により教材費や行事費などの実費負担が必要となる場合があります。

８、保育料の変更は、原則として月単位となります。就労状況等に変更がある場合には、各保育所等を通じて変更届及び証明書類の提出をお願いします。保育料の変更については申請の翌月から反映されます。

９、各申請内容や提出書類に虚偽または誤りがあった場合、遡って適切な保育料を徴収する場合があります。

保育料の納付について

保育料の納付については口座振替のみとなります。入所が決定しましたら、金融機関または塩竈市 Web 口座振替受付サービスにて、保育料の口座振替の手続きをお願いします。

塩竈市　Web 口座振替

・口座振替日:毎月末日（休日の場合は翌営業日）に届出された口座から引落しされます。

・認定こども園・小規模保育園等の保育料は、入所施設へ直接納入するため、施設の案内に従ってください。

・保育料の滞納が続く場合は、法令の定めるところにより処分される場合があります。

４．提出書類

入所申込に当たっては、下記の書類をご提出ください。

１．教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書(*)

２．児童状況調査票(*)

３．保育を必要とすることを証明する書類

４．母子健康手帳の予防接種の記録が分かるページの写し

５．保護者（養育者）と申請児童のマイナンバーが確認できるいずれかの書類
（マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票）

・あわせて窓口にお越しの方の本人確認書類（運転免許証等）をご提示ください。

・以下の保育を必要とすることを証明する書類のうち、①～⑩に該当するものをご提出ください。

・利用開始時点で６５歳未満の祖父母が同居している場合は、父母の分に加えて祖父母の分の書類もご提出ください（提出がなくても申込みはできますが、希望する保育施設等の利用調整において優先度が低くなります）。

・単身赴任等で父母が申込児童と別居している場合も提出書類は父母それぞれについて必要です。

・同居の祖父母等については、住民票上世帯分離をしていても、同じ家屋に居住している場合は同居とみなしますが、別居と同様の認定を受けることが可能な場合がありますので、保育課にご相談ください。

・必要書類のうち(*)は指定様式です。保育課窓口又は塩竈市ホームページから入手してください。

保育の必要性	提出書類
① 就労（月６４時間以上）	・就労証明書(*)（就労者・就職内定者の場合） ・開業届（自営業者の場合）
② 妊娠・出産（産前産後２か月）	・母子健康手帳の写し（母の氏名・出産予定日の記載箇所）
③ 疾病・障害	・診断書の写し ・（身体障害者・精神障害者保健福祉・療育）手帳の写し
④ 介護・看護	・診断書の写し ・（身体障害者・精神障害者保健福祉・療育）手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し
⑤ 災害復旧	・被災証明書／罹災証明書
⑥ 求職活動（起業準備含む）	・求職活動状況申告書
⑦ 就学	・在学証明書・受講証明書(*)
⑧ 虐待・ＤＶ	・市が必要と認める書類
⑨ 育児休業中	・育児休業期間が記載された就労証明書(*)
⑩ その他	・市が必要と認める書類

・育児休業期間中の方は、育休満了日（切り上げる方は復職予定日）より１か月前を入所希望日に設定できます。慣らし保育を含め入所から概ね１か月での復職を就労証明書で確認させていただきます。

・求職活動で入所された方は、概ね２か月以内に就労先を決定し、就労証明書を提出してください。

・就労証明書については、内容確認のため、勤務先に直接連絡させていただくことがあります。

６．利用調整及び利用者負担額（保育料）決定のための書類

以下に該当する方は、ご提出ください。

対象者	提出書類
生活保護受給中の方	・生活保護の受給証の写し
市民税の決定を受けている方	・提出不要
市民税の決定を受けていない方	・**税の未申告や必要書類の未提出等により市町村民税の課税状況が確認できない場合、保育料は最高階層の金額に決定されます**。また、利用調整において提出書類不備と同様の扱いとなります。
自営業で危険物を取り扱う業種に従事している方(大型重機・毒物・劇物・火気・刃物など)	・業務内容を明示してある営業許可書等
保護者が保育士等資格を持ち、保育所等で勤務している方	・保育士証等の写し

７．利用者負担額（保育料）軽減のための書類

以下に該当する場合は、保育料が軽減される場合があります。詳しくは教育・保育給付認定における利用者負担額等（月額）表をご覧ください。

対象者	提出書類
ひとり親世帯の方	次の①～③のいずれかの書類 ①戸籍謄本の写し ②母子・父子家庭医療費受給者証の写し ③児童扶養手当証書の写し
障害者手帳等の交付を受けた方	次の①～④のいずれかの書類 ①（身体障害者・精神障害者保健福祉・療育）手帳の写し ②特別児童扶養手当証書の写し ③障害基礎年金受給年金証書の写し ④その他、市長が必要と認める書類

８．その他状況に応じて必要な書類

対象者	提出書類
申込時点で塩竈市に住民登録がない方	保護者氏名と予定地番等の転入先が分かる次のいずれかの書類 ①建物売買契約書の写し ②建築工事請負契約書及び工事工程表の写し　　など **・入所希望日より前に、転入手続きを済ませてください。**
入所不決定になった場合に育児休業の延長の手続きが必要な方	・「事業所入所保留通知書」発行願

５．入所優先順位に関する基準指数について

保育の実施基準区分	保育の実施理由		労働・身体・疾病等の内容	基準指数
1　家庭外労働等	外勤	常勤	1日の労働時間が7時間以上	20
		パート等	1日の労働時間が7時間以上	20
			1日の労働時間が6時間以上	18
			1日の労働時間が5時間以上	16
			1日の労働時間が4時間以上	14
	求職中	就労先確定	就労先が内定した場合1日の労働時間が7時間以上	19
			就労先が内定した場合1日の労働時間が6時間以上	17
			就労先が内定した場合1日の労働時間が5時間以上	15
			就労先が内定した場合1日の労働時間が4時間以上	13
		就労先未定	求職のため日中外出を4時間以上する場合	8
			求職のため日中外出を3時間以上する場合	6
			それ以外	5
	自営	本人	主たる従事者（7時間以上）	18
			主たる従事者（6時間以上）	17
			主たる従事者（5時間以上）	16
			主たる従事者（4時間以上）	15
		家族（協力者）	協力して従事している（7時間以上）	16
			協力して従事している（6時間以上）	15
			協力して従事している（5時間以上）	14
			協力して従事している（4時間以上）	13
	就学・技術習得	就学・技術習得のため保育に当れない場合のうち職業訓練等に通学するものは、外勤のパート等の労働時間に準じる	7時間以上	20
			6時間以上	18
			5時間以上	16
			4時間以上	14
2　家庭内労働	自営	本人	主たる従事者（7時間以上）	18
			主たる従事者（6時間以上）	17
			主たる従事者（5時間以上）	16
			主たる従事者（4時間以上）	14
		家族（協力者）	協力して従事している（7時間以上）	16
			協力して従事している（6時間以上）	15
			協力して従事している（5時間以上）	14
			協力して従事している（4時間以上）	13
	農業・漁業		家族全員で農林漁業及び民宿等に従事	14
	内職		1日の労働時間が7時間以上	14
			1日の労働時間が6時間以上	13
			1日の労働時間が5時間以上	12
			1日の労働時間が4時間以上	11
3　出産等	出産		出産前2ヶ月、出産後2ヶ月	18

4　疾病等	障害	重度	身体障害者手帳1～2級又は療育手帳A	20
		中軽度	身体障害者手帳3級以上又は療育手帳B	16
	病気		入院（1ヶ月以上）	20
			寝たきりの病人	20
			精神障害・感染症等長期加療、安静	16
			一般療養（1ヶ月以上の加療、安静）	12
			疾病は比較的軽症であるが、定期的通院を要する	11
5　病人の看護介護			入院付添い（常時）	20
			寝たきりの病人の看（介）護	16
			心身障害者の看（介）護	12
			通院看（介）護	11
6　災害等	火災、風水、地震災害等によりその復旧のため児童の保育が必要な場合			20
7　その他	不存在		死亡・離別・行方不明・拘禁等	20
	前各号に掲げるものの他、明らかに保育が必要な場合（育児放棄など）			20
調整基準（加算）	児童自身の特殊事情		心身の障害によるもの	10
	世帯の特殊事情	母子・父子世帯	死亡・離別・行方不明・拘禁等	10
		生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯	10
	兄弟姉妹の入所		兄弟姉妹が保育所等を利用中、又は同時に利用申込をしている場合	4
	保育士等資格を持ち、保育所等で勤務するもの（市内）			5
	保育士等資格を持ち、保育所等で勤務するもの（市外）			4
	育児休業のため、保育所等を退園し、再申請する場合			10
	小規模保育等を卒園し、連携施設等の入所申請する場合			16
	保護者の1人が単身赴任、入院等で不在の場合			3
	自営業で危険物を取り扱う業種に従事するもの (大型重機・劇薬・火気・刃物など)			2
	家計の主宰者が失業等になり就労の必要性が高い場合			10
調整基準（減算）	労働日数	月15～19日	パート、自営業、農業、内職等の月平均労働日数の実態による	-2
		月10～14日		-4
	同居者有り	65歳未満	祖父母が保育に協力的な場合	-4
	理由なく保育料等の滞納をしている場合(卒園した兄弟も含む)			-20
その他	市長が必要と認める場合			市長が必要と認める指数

備考
この表の適用については、1～7により父・母それぞれの指数を把握し、合算する。なお、調整基準に該当する世帯であるときは、その該当事項に対応する指数を把握し加算、減算する。

・就労時間には休憩時間を含みません。

６．入所（園）にあたって

【慣らし保育について】

✧　はじめての集団生活での生活環境の変化にともない、お子さんは不安と緊張を経験します。そのため、お子さんが安心して集団生活になじめるように、入所当初は保育時間を短くし、お子さんの健康状態や様子に合わせて保護者と話し合いながら、徐々に保育時間を長くする『慣らし保育』を行いますので、ご協力をお願いします。

✧　慣らし保育期間は入所日からおおむね２週間です。
入所施設や年齢、お子さんの状態によって期間が異なります。
（慣らし保育中も保育料は発生します。）

【給食について】

✧　市内の各保育所等の給食は、栄養士が献立を作成し、子どもが一日に必要な栄養摂取量の４０～５０％を保育所給食（昼食・おやつ）で取れるようにしています。また、いろいろな食品をバランスよくとれるように工夫され、手作りおやつもあります。

✧　食物アレルギーのお子さんには、医師の診断に基づいて、除去食や代替食品を提供するなど、きめ細やかな対応をしています。

✧　０ 歳児の離乳食については、保護者からお子さんの様子や離乳食の進み具合を詳しくお聞きしながら、お子さん １ 人ひとりに合わせて無理なく進められるように栄養指導をしながら実施していきます。
（離乳食対応月齢は施設により異なります。）

【障害児保育について】

✧　保育所等では、お子さん１人ひとりの発達状況や個性をふまえ、集団の中で様々な経験をしながら成長していけるように、保護者の方と話し合いながら、十分な配慮をして障害児保育に取り組んでいます。

◇入所については、お子さんの状況を具体的に把握し、関係機関と連携しながら、保育所等での受入体制や必要な配慮の内容について保護者の方と十分に話し合った上で決定します。集団保育の実施に当たっては、加配保育士の配置等を含め、個々のお子さんに必要な支援を検討します。

７．保育所等の退所（園）について

保育所等の利用開始後、下記に該当することになった場合等には、保育所等を利用することができなくなりますのでご注意ください。

（利用することができなくなる場合の例）

○転出する場合

塩竈市内に居住していることは、市内の保育所等を利用するための要件の１つとなります。そのため、塩竈市外に転出した場合、市内の保育所等を利用することができなくなります。

○保育を必要とする事由がなくなった場合

「就労を理由に保育所等を利用していたが退職した（月６４時間以上就労していない）」、「疾病を理由に保育所等を利用していたが完治した」というように、保育を必要とする事由がなくなった場合、保育所等を利用することができなくなります。保育を必要とする事由に変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」とともに、変更内容を確認することのできる書類を速やかに利用中の保育所等又は保育課までご提出ください（保育を必要とする事由については、３ページ参照）。

○教育・保育給付認定期間が制限された場合

求職活動中、出産、就学等を理由に保育所等を利用する場合、認定期間が制限され、認定期間満了後は保育所等を利用することができなくなります。継続して保育が必要になる場合は認定期間満了までに保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）をご提出ください。

○２か月を超えて欠席する場合

保育所等を利用中に２か月を超えて欠席する場合は原則退所となります。また、認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業を利用中に２か月を超えて欠席する場合も退所をお願いすることがあります。なお、欠席期間中も保育料は発生します。お子さんの入院加療など、市がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではありません。

８．保育所等の転所（園）について

子どもたちの安定した保育環境維持の観点から、入所（園）後の**年度途中での転所（園）は受け付けていません。**転所（園）を希望する場合は、毎年１０月頃の希望調査の際に申し込んでいただき、転所（園）可能となった場合、４月から転所（園）となります。

入所調整の結果、希望順位が低い施設に入所決定する場合もあります。入所申込の際には、施設見学等を行い、各保育施設の特色をご理解いただいた上で、入所希望施設を選択してください。

９．よくあるご質問

１．希望保育所等について

Q.希望保育所等はいくつまで記入することができますか？

A.いくつでも記入することができます。

Q.見学はいつでも行うことができますか？

A.保育所等ごとに見学できる日（時間帯）は異なりますので、各保育所等に直接お問い合わせください。

Q.幼稚園、認可外保育施設、一時預かりを利用したいのですが、どのような手続きが必要となりますか？

A.各施設に直接お問い合わせください。

・事前の申込みや登録が必要になる場合がありますので、利用希望日までに余裕を持ってお問い合わせください。

２．利用調整について

Q.子どもが誕生日を迎えたのですが、利用調整での年齢は変わりますか？

A.令和９年度利用調整は令和９年４月１日時点の年齢で決定します。

・空き枠や待機児童数の確認をする際はご注意ください。また、保育料も令和９年４月１日時点の年齢で決定します。なお、令和８年４月１日生まれのお子さんの令和９年度利用調整は１歳児クラス、令和８年４月２日以降に生まれたお子さんは、０歳児クラスで行います。

Q.祖父母と同居している場合、利用調整において不利になりますか？

A.優先度が低くなる場合があります。【保育所等利用案内１０ページ参照】

・住民票上は世帯分離していても、同じ家屋に居住している65歳未満（各利用開始希望日時点）の祖父母が保育に協力可能な場合（保育を必要とすることを証明する書類（求職活動状況申告書は除く）の提出がない場合）は調整指数が－４となります。

また、ひとり親世帯の合計所得の決定においては、年齢を問わず合算となります。

（各年の１月１日に塩竈市以外の市町村に住民登録があった場合は、教育・保育給付認定申請書及び利用申込書に各年の１月１日に住んでいた住所を漏れなく記入してください）。

Q.申込みは一度行えば保育所等の利用を開始できるまで有効となりますか？

A.対象年度内（令和１０年３月末入所利用調整まで）は有効となります。

・対象年度内は利用開始希望日の利用調整で待機になったとしても、次回以降の利用調整の対象となり続けます。ただし、年度内に利用開始にならず、令和１０年４月１日以降も利用申込の継続を希望される場合には、改めて申込みが必要になりますのでご注意ください。

Q.障害をもっていますが、就労もしています。それぞれの指数が合算されますか？

A合算はされません。どちらか指数の高い方が優先されます。【保育所等利用案内９・１０ページ参照】

・認定についても、疾病・障害もしくは就労のどちらか指数が高い方が適用されます。

３．提出書類について

Q.単身赴任中の保護者の書類提出は必要ですか？

A.別居している場合でも必要となります。

・利用の優先度に影響がありますので、教育・保育給付認定申請書及び利用申込書、就労証明書は

単身赴任中であることがわかるように記載してください。また、１月１日に塩竈市以外の市町村に住民登録があった場合は、教育・保育給付認定申請書及び利用申込書に１月１日に住んでいた住所を漏れなく記入してください。

Q.離婚を予定しているのですが、夫（妻）の就労証明書等の書類提出は必要ですか？

A.必要になる場合があります。

・離婚調停中で、既に別居されているのであれば、裁判所からの調停を証明する書類等を提出することで保育料算定の一部及び利用調整上において、ひとり親と同等の取扱いを受けることができる場合があります。裁判所からの調停を証明する書類等が提出できない場合は、夫（妻）の就労証明書等の証明書類が必要になります。詳しくは保育課にご相談ください。

Q.申込み後に同居人や職業に変更があったのですが、どうすればよいですか？

A.直ちに保育課に連絡のうえ証明書類をご提出ください。

・同居人や就労状況等の変更は利用の優先度や保育料に影響を及ぼす場合があります。連絡がなく後日判明した場合には、内定等の決定を取り消すことや保育料が遡って変更になることがあります。

Q.仕事に内定しているのですが、なにか書類を提出した方が良いですか？

A.就労証明書をご提出ください。

・保育所等の利用開始日時点で、１か月に６４時間以上の就労を予定していることが就労証明書から確認できる場合は、就労と同様の認定を受けることができます（利用調整では求職中・就労先確定の基準指数となります）。

Q.仕事をしていないと申込みをすることはできませんか？

A.求職活動や疾病等を理由とした申込みもできます。【保育所等利用案内３ページ参照】

・ただし、出産・求職活動・就学を理由として保育認定を受けた場合は、認定期間に制限がかかります。認定期間終了後も保育の利用継続を希望する場合は、認定期間内に引き続き保育が必要となることを証明する書類（就労証明書等）をご提出ください。ご提出がなければ、原則として退所となります。

４．兄弟姉妹での申込みについて

Q.現在保育所等利用中の子どもがおり 、下の子を出産する予定です。下の子の育児休業を取得した場合、上の子は退所となりますか？

A.退所とはなりません。ただし、育児休業中の場合は、保育の必要量の区分が保育短時間となるため、「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」と「就労証明書（育児休業期間が明記されたもの）」を提出してください。

・審査により上のお子さんの継続利用が認められた場合であっても、継続利用期間中に下のお子さんが保育所等に内定された場合は、期間満了日より前に復職が必要となることがあります（下のお子さんの利用開始日の概ね１か月後までに復職が必要です）。

Q.申込み時に下の子の育児休業を取得している場合、上の子だけの申込みはできますか？また、兄弟姉妹で同時に申込みをした場合、どちらか先に入所決定になりますか？

A.できません。すでに育児休業を取得している場合、下のお子さんも入所申込みをしていただき、兄弟姉妹で同時に入所決定できる場合、もしくは、どちらかのお子さんの預け先(幼稚園・認可外保育施設等)が決まった場合に入所決定いたします。

Q.下の子を妊娠している場合、上の子について、産前２か月前から妊娠・出産の認定を受けて入所し、その後、育児休業中の認定を受けて引き続き保育所等を利用することはできますか？

A.できます。「妊娠・出産（産前産後２か月）」の事由で入所し、育児休業を取得する場合は、「育児休業中」の事由で引き続き、保育所等を利用することが可能です。

５．その他

Q.保育所等との面接ではどんなことが聞かれますか？

A.お子さんの保育の必要時間や発達状況、アレルギーの有無、離乳食の進行状況等や家庭での様子についてお話を伺います。

・また、お子さんの状態（発達面等）によって、保育所等の利用がお子さんにとって適切ではないと判断された場合、保育課より各機関への相談を提案することがあります。

Q.市外に居住している場合も申込みはできますか？

A.利用開始日までに市内に転入される場合は、申込みできます 。

・保護者氏名と予定地番等の転入先がわかる書類【８ページ参照】を提出してください。また、就労証明書等は転入後の状況の確認がとれるものが有効となります。

Q.保育標準時間での認定はどんな場合に受けられますか？

A.保護者のいずれもが月 120 時間以上就労をしている場合や、保育の必要性の事由が妊娠・出産、災害復旧等に該当する場合に受けられます。【３・４ページ参照】

・労働時間が月 120 時間未満でも通勤等による移動時間を含めると保育標準時間での利用が必要となる場合、また、就学など就労以外の事由でも、保育標準時間での保育の利用が必要と認められる場合は、保育標準時間での認定が受けられる場合があります。

Q.保育短（標準）時間認定で利用（申請）しているのですが、保育標準（短）時間認定に切り替えることはできますか？

A.要件を満たしていれば切り替えできます。保育課にご相談ください。

・利用開始後は、保育所等又は保育課等備え付けの「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」を提出してください。保育必要量の切り替えは前月 20 日（土日祝日の場合は前開庁日）までの申込みが必要となります。なお、就労証明書等の提出が必要となる場合があります。

（例）５月１日から保育必要量を変更したい場合、４月 20 日までに申込みが必要です。

Q.3 号認定から２号認定に切り替わると翌月から保育料も変更になりますか？

A.変更になりません。

・３号認定から２号認定の切り替えは満３歳になった時点（3 歳の誕生日の前日）で行いますが、保育料は令和８年４月のクラス年齢（令和８年４月１日時点の年齢）等によるので、３号認定から２号認定の切り替えによって保育料を変更することはありません。ただし、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）を変更すると、保育料も変更する場合があります。また、９月分から保育料算定に利用する市町村民税の課税年度が切り替わるので、その際にも保育料が変更になる場合があります。

Q.保育所等ごとに個別に発生する費用とは具体的にどのようなものですか？

A.食材料費（3 歳以上児のみ）、布団リース代、オムツ処理代、オムツサブスク代などがあります。

・これらの費用については、保育所等ごとに設定しているものです。どのような費用が発生するのか、希望する保育所等にご確認ください。

１０．保育所等一覧

【認可保育所等施設一覧】

名　　称		住　　所	電話番号	定員	入所年齢	開所時間
公立保育所	藤倉保育所	藤倉二丁目 20-1	022-363-1976	90	３か月～5 歳	月～金 7:30～19:00 土　　7:30～17:00
	清水沢保育所	清水沢一丁目 32-14	022-364-9780	51	４歳～５歳	
	うみまち保育所	海岸通 1-15	022-364-7210	36	３か月～5 歳	月～金 7:30～19:00 土　　7:30～18:00
私立保育園	元気キッズ さかえ保育園	栄町 4-1	022-362-2949	60	５か月～5 歳	月～金 7:30～19:00 土　　7:30～18:30
	元気キッズ きたはま保育園	北浜二丁目 8-23	022-362-2849	50	５か月～5 歳	
	玉川保育園	大日向町 5-5	022-365-5923	60	４か月～5 歳	月～金 7:30～19:00 土　　7:30～18:30
	あゆみ保育園	花立町 1-16	022-365-4572	90	43 日目～5 歳	月～金 7:00～19:00 土　　7:00～18:00
	塩釜ひまわり保育園	字伊保石 242-1	022-389-9777	70	３か月～5 歳	月～金 7:15～19:15 土　　7:15～17:00
	東部保育園	舟入一丁目 5-45	022-362-3811	40	３か月～5 歳	月～金 7:00～20:00 土　　7:00～20:00
	NOVＡバイリンガル 塩竈後楽町保育園	後楽町 21-7	022-355-8595	50	５か月～5 歳	月～金 7:00～19:00 土　　7:00～19:00
認定こども園	（幼保連携型） 塩釜聖光幼稚園	泉ヶ岡 4-15	022-366-2964	70	１歳～5 歳	月～金 7:30～19:00 土　　7:30～18:00
	（幼保連携型） パドマこども園	玉川二丁目-6-12	022-362-3411	60	６か月～5 歳	月～金 7:30～19:00 土　　7:30～17:00
	（幼保連携型） やまつみ	字石田 29-1	022-354-0891	55	２か月～5 歳	月～金 7:00～19:00 土　　7:00～18:00
小規模保育園	わだつみ保育園	北浜一丁目 13-8	022-369-3462	19	２か月～2 歳	月～金 7:00～19:00 土　　7:00～18:00
	てでぃべあ ～ちいさなひまわり～	字伊保石 231-1	022-355-7170	19	８か月～2 歳	月～金 7:15～19:15 土　　7:15～17:00

・令和８年１０月現在の情報であり、内容が一部変更となる可能性があります。
・日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月３日）は開所していません
・見学については、各施設に直接お問い合わせください
・定員数は、新しく入所する児童と継続して入所する児童を含めた数です
・運営主体が公立・私立による保育料の差はありません
・保育短時間・標準時間を超えて利用する場合は延長保育の申請が必要です（別途負担金が発生します）
・受入れ月齢が生後２か月の施設は医療機関で２か月健診を受診してから、生後３か月の施設は首のすわりを確認できてからの受入れとなります
・小規模保育所は、２歳児クラスの年度末（3 歳に達する年の３月 31 日）まで利用可能です
・認定こども園の定員は保育所認定部分(２・３号)の人数です

●清水沢保育所について

清水沢保育所は、「塩竈市の保育事業の方向性」に基づき段階的縮小を行っています。継続希望児童の人数により、令和９年度末で閉所する場合もあります。

１１．保育所等所在地

	保　育　所　等	目 印 と な る 建 物
公　　立	藤倉保育所	保健センター北側約７００ｍ
	清水沢保育所	清水沢県営アパート・市営アパートの中間
	うみまち保育所	壱番館向かい
私　　立	元気キッズさかえ保育園	玉川中学校下
	元気キッズきたはま保育園	塗薬局の上
	玉川保育園	大日向市営住宅近く
	あゆみ保育園	第三小学校北側
	塩釜ひまわり保育園	仙塩ゴルフ倶楽部北側（塩釜ひまわり幼稚園敷地内）
	東部保育園	ヨークベニマル塩釜舟入店裏
	NOVAバイリンガル塩竈後楽町保育園	こうらく公園近く
幼保連携型認定こども園	塩釜聖光幼稚園	塩釜高校近く
	パドマこども園	玉川小学校近く
	やまつみ	吉津集会所近く
小 規 模	わだつみ保育園	すき家塩釜北浜店近く
	てでぃべあ	仙塩ゴルフ倶楽部北側（ひまわり幼稚園敷地内）

・塩竈市ホームページ

「保育施設について（保育所等一覧）」から施設紹介動画がご覧になれます

藤倉保育所

◆施設情報

名称	塩竈市藤倉保育所
所在地	塩竈市藤倉二丁目２０番１号
開所年月日	平成８年４月１日【旧藤倉保育所（昭和39年開所）と藤倉第二保育所（昭和44年開所）を統合】
敷地面積・建物面積	2,075.57 ㎡ ・７８６.５７ ㎡
建物構造	鉄骨造一部２階建（平成１０年建替）
送迎用駐車場	あり（10台分）※ひまわり園と共有
行事用臨時駐車場	なし
災害時避難場所	①藤倉児童館　②塩竈市立第二小学校
実費徴収費用	給食費（3歳児以上）：主食費1,000円　副食費5.100円 布団乾燥代：400円　紙オムツ処理代：400円 父母の会費：400円　紙オムツサブスク：2,280円 手口拭き・紙エプロンサブスク：877円

◆保育目標

◎ 心身ともに健康で元気に遊べる子ども
◎ 自分のことは自分でしようとする子ども
◎ 思いやりの心をもち、友だちと仲良く遊べる子ども
◎ 表現活動を楽しむ感性豊かな子ども

◆実施保育内容

開所時間	平日　７：３０～１９：００　土曜　７：３０～１７：００
延長保育	あり（１８：３０～１９：００）
０歳児保育	あり（生後3か月～：首がすわってから）
特徴ある保育内容	和太鼓の取り組みを通して、リズム感や協調性、礼儀作法等を育み、市内のイベント等でも楽しんで発表しています。
給食	自園調理（全クラス：完全給食）
アレルギー対応	対応可（医師の診断書等が必要）

◆年間の主な行事

春 4～6月	入園式、保育参観・懇談会、園外保育
夏 7～8月	こどもまつり・プール開き・納め
秋 9～11月	運動会、園外保育
冬 12～3月	おゆうぎ会、人形劇鑑賞 消防出初め式（年長児）、豆まき、ひなまつり、卒園式
年間随時	避難訓練、誕生会、交流保育（ひまわり園） 和太鼓、サッカー教室 食育活動（クッキング保育、畑づくり）

【職員構成】（R8年度）

所　長	１名
副所長	１名
保育主任	２名
保育士	１６名
看護師	3名
給食担当	２名
調理補助	１名
用務担当	１名
延長担当保育士	３名

清水沢保育所

◆施設情報　令和6年度より段階的縮小を行い令和10年度末閉所

名称	塩竈市清水沢保育所
所在地	塩竈市清水沢一丁目３２番１４号
開所年月日	昭和52年5月1日
敷地面積・建物面積	1.295.97㎡・655.76㎡
建物構造	木造平屋建
送迎用駐車場	あり（２台）　保育所前乗降場あり（軽自動車のみ）
行事用臨時駐車場	あり（塩釜ガス体育館駐車場を借用）
災害時避難場所	①県営アパート集会所児童公園　②清水沢スポーツ公園
実費徴収費用	給食費（3歳児以上）：主食費1,000円　副食費5.100円 父母の会費：400円　紙オムツ処理代:400円 布団乾燥代：2,000円/年

◆保育目標

◎ 心身ともに健康で元気に遊べる子ども
◎ 自分のことは自分でしようとする子ども
◎ 思いやりの心をもち、友だちと仲良く遊べる子ども
◎ 地域の人や、世代の異なる人とのふれあいを喜ぶ子ども

◆実施保育内容

開所時間	平日　７：３０～１９：００ 土曜　７：３０～１７：００（藤倉保育所で実施）
延長保育	あり（１８：３０～１９：００）
入所年齢	4歳～5歳
特徴ある保育内容	地域の高齢者や他施設との交流を通して、人とのつながりを大切にし、思いやりや豊かな心を育む保育を行っています。
給食	自園調理（全クラス：完全給食）
アレルギー対応	対応可（医師の診断書等が必要）

◆年間の主な行事

春 4～6月	入園式、人形劇鑑賞、保育参観・クラス懇談会、園外保育
夏 7～8月	こどもまつり、どろんこ遊び、プール遊び
秋 9～11月	運動会、園外保育、芋ほり、七五三参拝（鹽竈神社）
冬 12～3月	発表会、伝承遊び、個人面談、豆まき、人形劇鑑賞、ひなまつり、園外保育、卒園式、修了式、お別れ会
年間随時	避難訓練、誕生会、食育活動（クッキング・栽培）、サッカー教室、老人ホーム訪問、他施設との交流会

【職員構成】
（R8年度）

所　長	１名
副所長	1名
保育主任	１名
保育士	7名
給食担当	１名
調理補助	１名
用務担当	１名

うみまち保育所

◆施設情報

名称	塩竈市うみまち保育所
所在地	塩竈市海岸通1番15号
開所年月日	令和2年4月1日
施設面積	二階　430.73㎡・三階　85.86㎡・屋上庭園　221㎡
建物構造	鉄骨造　三階建て
送迎用駐車場	あり（隣接する駐車場棟に専用スペース20台程度）
行事用臨時駐車場	土曜行事に限って塩竈市役所駐車場
災害時避難場所	塩竈市立第一小学校（一時避難場所・壱番館）
実費徴収費用	給食費（3歳児以上）：主食費1,000円　副食費5,100円 布団レンタル代：1,500円・紙オムツ処理代：400円 父母の会費：600円　紙オムツサブスク：2,280円 手口拭き・紙エプロンサブスク：877円

◆保育目標

◎ 心身ともに健康で元気に遊べる子ども
◎ 自分のことは自分でしようとする子ども
◎ 思いやりの心をもち、友だちと仲良く遊べる子ども
◎ 心豊かな子ども
◎ 子育て支援センターや地域の交流を通して思いやりの心を育む

◆実施保育内容

開所時間	平日　７：３０～１９：００　土曜　７：３０～１８：００
延長保育	あり（１８：３０～１９：００）
0歳児保育	あり（生後３か月から：首がすわってから）
特徴ある保育内容	子育て支援施設「こころるん」併設。地域の交流を通して思いやりの心を育む保育を行っています。
給食	自園調理（全クラス：完全給食）
アレルギー対応	対応可（医師の診断書等が必要）

◆年間の主な行事

春 4～6月	入園式、保育参観、園外保育、クラス懇談会または個人面談
夏 7～8月	こどもまつり、プール・水遊び
秋 9～11月	運動会、園外保育、サッカー教室
冬 12～3月	おゆうぎ会、個人面談、園外保育、お店屋さんごっこ、豆まき、ひなまつり、卒園式
年間随時	避難訓練、誕生会 クッキング保育、食育活動（大豆栽培・味噌つくり・野菜作り）

【職員構成】
（R8年度）

所　長	１名
副所長	１名
保育主任	１名
保育士	10名
看護師	１名
給食担当	3名
用務担当	１名
延長担当保育士	2名

元気キッズきたはま保育園

◆施設情報

名称	社会福祉法人杜の村　元気キッズきたはま保育園
所在地	塩竈市北浜二丁目８番２３号
開所年月日	令和8年4月1日
敷地面積・建物面積	６８５.１１　㎡　・　３０１.２６　㎡
建物構造	鉄筋コンクリート平屋建
送迎用駐車場	あり（１０台分）
行事用臨時駐車場	塩竈市立第二小学校
災害時避難場所	塩竈市立第二小学校　園内待機
実費徴収費用	給食費（３歳児以上）：主食費1,000円　副食費4,700円　※変動有り 布団リース：1,150円　おむつ処分費：400円 紙オムツサブスク：2,508円

◆保育目標

◎ 健康で明るく元気な子どもを育んでいきます
◎思いやりや感謝のできる子どもを育んでいきます
◎自分で考え行動できる子どもを育んでいきます
◎感性豊かで創意工夫ができる子どもを育んでいきます

◆実施保育内容

開所時間	平日　７：３０～１９：００　土曜　７：３０～１８：３０
延長保育	あり（１８：３０～１９：００）
０歳児保育	あり（生後５か月～）
特徴ある保育内容	ダンス教室・英語教室、食育、世代間交流など様々な体験を通して、子どもたちの「好き」を育みます。 発達や個性を大切にした保育
給食	自園調理（全園児・完全給食）
アレルギー対応	対応可（医師の診断書等が必要）

◆年間の主な行事

春 4～6月	入園式、遠足、交通安全教室 みそづくり、野菜作り、個人面談
夏 7～8月	七夕、夏まつり、プールあそび 防災訓練（引き取り訓練）
秋 9～11月	親子運動会、園外保育、収穫祭、保育参観 防犯教室、収穫祭ハロウィン（高齢者施設交流）七五三参拝、お楽しみ会（5歳児）
冬 12～3月	クリスマス会、もちつき会 交通安全教室、豆まき、 ひなまつり、卒園式、お別れ会
年間随時	ダンス教室、英語教室、避難訓練、誕生会 クッキング保育、サッカー教室 老人福祉施設訪問、保育参観、懇談会

【職員構成】（R8年度）

園　長	１名
副園長	１名
主任	１名
保育 士	7名
給食担当	２名
事務員	1名
短時間保育士	4名
保育助手	２名
調理助手	１名

元気キッズさかえ保育園

◆施設情報

名称	社会福祉法人杜の村　元気キッズさかえ保育園
所在地	塩竈市栄町４番１号
開所年月日	令和8年4月1日
敷地面積・建物面積	1,033.71㎡・369.855㎡
建物構造	鉄筋コンクリート平屋建
送迎用駐車場	あり（４台分）
行事用臨時駐車場	栄町町内会ゲートボール場
災害時避難場所	社会福祉法人　萩の里
実費徴収費用	給食費（３歳児以上）：主食費1,000円　副食費4,700円　※変動有り 布団リース：1,150円　おむつ処分費：400円 紙オムツサブスク：2,508円

◆保育目標

◎健康で元気な子どもを育んでいきます。
◎思いやりや感謝のできる子どもを育んでいきます。
◎自分で考え行動できる子どもを育んでいきます。
◎感性豊かで創意工夫ができるこどもを育んでいきます。

◆実施保育内容

開所時間	平日 ７：３０～１９：００　土曜 ７：３０～１８：３０
延長保育	あり（１８：３０～１９：００）
０歳児保育	あり（生後５か月～）
特徴ある保育内容	広い園庭から繋がる小高い丘で泥んこ遊びやボディーペイント、そりすべりを楽しみ自然に触れてのびのびと遊ぶ。広い畑では野菜の栽培をして収穫したものを味わい、食への関心を高める。
給食	自園調理（全園児：完全給食）
アレルギー対応	対応可（医師の診断書等が必要）

◆年間の主な行事

春 4～6月	入園式、親子遠足（３・４・５歳児） 民間保育園５歳児交流保育 お迎え訓練、個別懇談（０・１歳児）
夏 7～8月	夏まつり、お楽しみ会（５歳児）、 プールあそび、保育参観日
秋 9～11月	運動会、姉妹園交流保育（５歳児）、七五三参拝 ハロウィン散歩、保育参観日・給食試食会 個別懇談（２・３・４歳児）
冬 12～3月	クリスマス会、そりすべり、もちつき会 個別懇談（５歳児）、豆まき、ひなまつり 卒園式、お別れ会
年間随時	避難訓練、誕生会、ダンス教室、英語教室 クッキング保育，　英語教室 老人福祉施設訪問、サッカー教室

【職員構成】（R8年度）

園長	１名
副園長	1名
主任	１名
保育士	８名
事務員	1名
給食担当	３名
保育助手・用務担当	１名
短時間保育士	２名

玉川保育園

◆施設情報

名称	社会福祉法人　玉川保育園
所在地	塩竈市大日向町５番５号
開所年月日	昭和５２年４月１日（Ｈ２３年４月１日新築）
敷地面積・建物面積	1,１６１.９９㎡・５５８.８９㎡
建物構造	木造一部二階建
送迎用駐車場	あり（12台分）
行事用臨時駐車場	あり
災害時避難場所	①保育園駐車場　②大日向児童遊園
実費徴収費用	給食費(3歳以上児)：6,000円　※変動有り おむつの定額サービス：2,508円　おむつ処理代：300円

◆保育目標

◎ 心身ともに健康で体力のある子ども
◎ 思いやりのある子ども
◎ 遊びを見つけ楽しく遊べる子ども

◆実施保育内容

開所時間	平日７：３０～１９：００　土曜７：３０～１８：３０
延長保育	あり（１８：３０～１９：００）
零歳児保育	あり（生後４か月～）
特徴ある保育内容	仏教精神に基づいた保育
給食	自園調理（全クラス：完全給食）
アレルギー対応	対応可（医師の診断書等が必要）

◆年間の主な行事

春 4～6月	入園式、花まつり、交通安全教室、 懇談会、民間保育園５歳児交流保育
夏 7～8月	夏まつり（太鼓発表） 玉川寺盆供養（太鼓発表）
秋 9～11月	うんどう会、芋ほり遠足（４・５歳児） 七五三参拝、勤労感謝訪問（４・５歳児）
冬 12～3月	おゆうぎ会、そりすべり（4・5歳児） 節分豆まき、保育参観・懇談会、 ひなまつり、卒園式、お別れ遠足
年間随時	避難訓練、体操教室（週１回：３～５歳児）、誕生会、和太鼓教室(1月～7月各月１回)

【職員構成】（R8年度）

園長	１名
主任保育士	１名
保育士	７名
保育パート	２名
栄養士	１名
調理師	１名
調理パート	１名
用務担当	１名
事務担当	１名

あゆみ保育園

◆施設情報

名称	社会福祉法人あゆみ会　あゆみ保育園
所在地	塩竈市花立町１番１６号
開所年月日	昭和５３年4月1日（平成１８年4月１日新築）
敷地面積・建物面積	1,２６６.４６㎡・７７６.３９㎡
建物構造	鉄骨造二階建
送迎用駐車場	あり（保育園前5台分）・送迎用駐車場
行事用臨時駐車場	送迎用駐車場
災害時避難場所	①塩竈市立第三小学校　②塩竈市立第三中学校
実費徴収費用	給食費（3歳児以上）：主食費1,000円　副食費4,800円 布団乾燥代350円（夏季175円）:おむつ処理代300円　父母の会費あり

◆保育目標

◎ 健康な子ども
◎ 自分を力一杯表現し意欲的に遊べる子ども
◎ 仲間を大切にし仲間の中にいることを喜ぶ子ども

◆実施保育内容

開所時間	平日　７：００～１９：００　土曜　７：００～１８：００
延長保育	あり（１８：００～１９：００）
０歳児保育	あり（産休明け～）
特徴ある保育内容	地域子育て支援センター 一時預かり事業（休止中）・子育て電話相談
給食	自園調理（完全給食）
アレルギー対応	対応可（医師の診断書等が必要）

◆年間の主な行事

春 4～6月	入園式　年長児合宿
夏 7～8月	七夕・夏まつり
秋 9～11月	運動会・遠出散歩・秋祭り ４歳児合宿・お店屋さんごっこ もちつき大会
冬 12～3月	クリスマス会・節分・ひなまつり 卒園式・お別れ遠足
年間随時	避難訓練・クラス懇談会

【職員構成】
（R8年度）

園長	１名
副園長	１名
事務長	１名
保育士	１２名
パート保育士	９名
子育て支援	２名
栄養士	１名
調理員	２名
用務員	１名

塩釜ひまわり保育園

◆施設情報

名称	学校法人　向日葵学園　塩釜ひまわり保育園
所在地	塩竈市字伊保石２４２番１号
開所年月日	平成17年4月1日
敷地面積・建物面積	８７４.８８㎡・３６０.２４㎡
建物構造	木造二階建
送迎用駐車場	あり（１５台分）
行事用臨時駐車場	保育園近隣敷地100台以上
災害時避難場所	①塩釜ひまわり幼稚園　②伊保石公園
実費徴収費用	給食費（3歳児以上）：副食費5,100円、主食費1,000円 布団乾燥代 200円　オムツ処理代：400円

◆保育目標

◎ 心身ともに健やかで情緒豊かな子
◎ 明るく元気な子
◎ 思いやりのある子
◎ 創造性豊かな子

◆実施保育内容

開所時間	平日　７：１５～１９：１５　土曜　７：１５～１７：００
延長保育	あり（１８：１５～１９：１５）　10か月児より
0歳児保育	あり（生後３か月～）
特徴ある保育内容	アトリエ・英語・体育
給食	自園調理（3歳未満児：完全給食、3歳以上児：希望者のみ完全給食）
アレルギー対応	対応可（医師の診断書等が必要）

◆年間の主な行事

春 4～6月	入園式、遠足、保育参観、 親子ふれあいデー、 民間保育園５歳児交流保育
夏 7～8月	七夕まつり・夏まつり
秋 9～11月	運動会、おいもほり、七五三、お遊戯会
冬 12～3月	もちつき、人形劇鑑賞、 節分、ひなまつり、お別れ会、 卒園式（４・５歳児のみ）、修了式
年間随時	避難訓練、誕生会、園外保育

【職員構成】
（R8年度）

園長	１名
主任保育士	１名
保育士	１８名
給食担当	３名
事務員	１名

東部保育園

◆施設情報

名称	株式会社アイグラン　東部保育園
所在地	塩竈市舟入一丁目５－４５
開所年月日	令和6年4月1日
敷地面積・建物面積	1,101.16㎡・443.88㎡
建物構造	木造平屋建
送迎用駐車場	あり
行事用臨時駐車場	あり
災害時避難場所	①天満崎県営アパート集会所　②塩竈市立第三中学校
実費徴収費用	父母の会費500円 、遠足バス代250円（２歳児から） 食材料費（副食費）5,100円、（主食費）1,000円

◆保育目標

・自分で考えて行動する子ども
・意欲をもって生活し遊べる子ども
・豊かな感性を持った心優しい子ども
・自然との出会いを大切にし自然から学べる子ども

◆実施保育内容

開所時間	平日・土曜日　７：00～20：00
延長保育	朝　７：00～７：30 ／ 夕　18：30～20：00
0歳児保育	あり（生後3か月～首がすわってから）
特徴ある保育内容	延長保育（1時間30分）、障がい児保育、リトミック、英会話、プログラミング、菜園活動、食育
給食	自園調理
アレルギー対応	個別対応可

◆年間の主な行事

春 4～6月	入園式、保護者参観、バス遠足（２歳児クラスから）、渡船
夏 7～8月	キラキラフェスティバル、魚市場園外活動
秋 9～11月	味噌作り、運動会、親子お楽しみ行事（３歳児クラスから）
冬 12～3月	お遊戯会（クリスマス会）、お正月遊び、節分、ひな祭り、お別れ遠足、卒園式
年間随時	各クラス園外活動

【職員構成】
（R8年度）

園長	１名
主任	１名
保育士	11名
看護師	１名
栄養士	１名
給食担当	２名

認定こども園
幼保連携型認定こども園　塩釜聖光幼稚園

◆施設情報

名称	学校法人聖光学園　幼保連携型認定こども園　塩釜聖光幼稚園
所在地	宮城県塩竈市泉ヶ岡４番１５号
開所年月日	平成31年4月1日
敷地面積・建物面積	2.629.82㎡・1.269.37㎡
建物構造	鉄骨造二階建、木造平屋建
送迎用駐車場	約２４台
行事用臨時駐車場	塩釜キリスト教会本町会堂
災害時避難場所	塩竈市立第一小学校（一時避難場所・宮城県塩釜高等学校）
実費徴収費用	保護者会費：200円（全園児対象） ３歳以上児 給食費：7,500円 ,土曜利用者：8,500円　教材費：1,500円 ３歳未満児 基本保育料：塩竈市が定める金額，衛生費：500円

◆保育目標

キリスト教の愛と奉仕の精神を基本に一人ひとりの個性を尊重し思いやりの心を育みます。
＊楽しい集団生活の中で、基本的生活習慣・態度を育て、心豊かで思いやりのある
　子どもを育てます。
＊子ども一人ひとりのよさや、可能性が生かされるような環境づくりに努めます。

◆実施保育内容

開所時間	平日７：３０～１９：００、土曜日７：３０～１８：３０
保育時間	平日1号認定児　８：３０～１３：３０、2号,3号認定児　７：３０～１８：３０
延長保育	平日1号認定児１８：３０まで 、2号,3号認定児１９：００まで（土曜１８：３０まで）
0歳児保育	なし
特徴ある保育内容	・キリスト教保育(キリスト教関連行事）・体育教室 ・スマイルハートデー（多文化交流・地域交流） ・子どもたちの自発的な遊びを大切にし、豊かな心と健康な身体を育む保育活動を取り入れています。
給食	季節感を大切にし栄養バランスを整えた自園調理の安心安全の給食
アレルギー対応	あり

◆年間の主な行事

春 4～6月	入園式、保護者会総会、親子遠足、 花の日子どもの日礼拝、じゃがいも掘り
夏 7～8月	保育参観 サマーイベント（年長）、聖光祭り
秋 9～11月	祖父母参加日、運動会、さつまいも掘り 収穫感謝礼拝、収穫を祝う会
冬 12～3月	クリスマス礼拝、お正月あそび、保育参観 音楽会、お別れパーティー、卒園式、修了式
年間随時	誕生会、合同礼拝

【職員構成】
（R8年度）

園長	１名
主幹保育教諭	2名
保育教諭	19名
保育補助	3名
事務	3名

認定こども園
幼保連携型認定こども園　パドマこども園

◆施設情報

名称	学校法人紅葉学園　幼保連携型認定こども園　パドマこども園
所在地	宮城県塩竈市玉川二丁目６番１２号
開所年月日	令和7年4月1日
敷地面積・建物面積	1,714.74㎡・1,000㎡
建物構造	RC構造二階建
送迎用駐車場	有り
行事用臨時駐車場	有り(ヨークベニマル)
災害時避難場所	塩竈市立玉川小学校
実費徴収費用	●入園時　教育充実費 15,000円 /育成会費2,400円 ●給食費(3歳以上) 1号5,500円 2号7,300円(おやつ込) 土曜利用 8,000円 ●施設設備/食育/特別教室/行事費 2～5歳 5,500円 1歳 2,000円 0歳 1,000円 ●2歳クラスに進級時/保育用品700円(粘土、粘土ケース) ●3歳クラスに進級時/制服7,700円、体操着5,060円、スモック1,380円、保育用品 ●衛生費(おむつの処理代、エプロン・手口拭き代) 0,1クラスのみ 600円 ●(任意)おむつ・おしりふきのサブスク 0,1歳児クラス 2,430円

◆保育目標

【教育理念】生きる喜び　命の尊さ 遊びの中で　人と関わり学び合う
【保育目標】①いのちを大切にするこども　②気持ちを言葉で伝える子ども　③楽しくあそぶこども
④約束を守るこども　⑤おいしく食べるこども

◆実施保育内容

開所時間	【平日】7:30～18:30(～19時まで延長保育)　土曜7:30～17:00
保育時間	【平日】1号認定児 8:30～14:00　2号,3号認定児 7:30～19:00
延長保育	有り【平日】1号認定児 19:00 まで　2号,3号認定児 19:00まで（土曜17:00 まで）
0歳児保育	有り(生後6か月～)
特徴ある保育内容	●仏教に基づくカリキュラム ●食育(セミバイキング、国内産のだし生の野菜、和食中心のメニューなど) ●保育方針/見守る保育 （◎縦割りではない異年齢保育　◎こども主体の保育 ◎ねらいに応じた選択制の保育◎かかわりを大切にした保育◎チーム保育 ●課外教室(体操教室/英会話教室/ピアノ教室)
給食	自園調理(完全給食)野菜中心で、国産の食材・だし、生の野菜を使用するなど子どもの健康・安全にこだわった食事を提供しています。※委託会社ミールケア
アレルギー対応	個別対応可

◆年間の主な行事

春 4～6月	・入園式・花まつり・個人面談・フリー参観 ・歯科検診・内科検診・マルシェ
夏 7～8月	・七夕・みたま祭り夏祭り・フリー参観・お泊り保育
秋 9～11月	・スポーツフェスティバル・梨狩り・芋掘り ・芋煮会・フリー参観・願書配布・願書受付 ・お楽しみ会
冬 12～3月	・成道会・餅つき会・涅槃会・豆まき会・発表会 ・ひなまつり・フリー参観・成長展 ・お別れイベント・卒園式
年間随時	・茶道・体育・英会話・避難訓練・誕生会・茶道 ・和太鼓・ロディヨガ・食育活動・園外保育・遠足 ・避難訓練 ・のびのびチャレンジデー・マルシェ など

【職員構成】（R8年度）

理事長	１名
園長	１名
副園長	１名
主幹保育教諭	１名
保育主任	2名
保育教諭	１９名
保育士・教諭	2名
支援員	１名
バス運転手	2名
添乗員	2名

認定こども園
幼保連携型認定こども園　やまつみ

◆施設情報

名称	社会福祉法人永遊舎　幼保連携型認定こども園　やまつみ
所在地	塩竈市字石田29-1
開所年月日	令和6年4月1日
敷地面積・建物面積	997.40㎡・444.05㎡
建物構造	木造二階建
送迎用駐車場	あり
行事用臨時駐車場	なし
災害時避難場所	伊保石公園・塩釜市立第二中学校・杉の入小学校
実費徴収費用	布団リース代：800円 ・ 保育環境充実費：1,000円 給食費(3歳以上児)：主食費1,000円　副食費5,800円 ・ 写真データアプリ費300円

◆保育目標

◎ 自由に生きる
◎ 自分で決める
◎ 暮らしを楽しむ

◆実施保育内容

開所時間	平日　７：００～１９：００　土曜　７：００～１８：００
保育時間	1号認定児　９：００～１５：００（土曜日の保育は無し） 2号、3号認定児　７：００～１８：００
延長保育	あり（１８：００～１９：００） ※離乳食が完了し幼児食を食べられるお子様に限ります。
0歳児保育	あり（生後２か月～）
特徴ある保育内容	自然保育・異年齢保育・食事(なかよし給食)・おむつに頼りすぎない保育 一時預かり事業　病児・病後児保育事業　乳児等通園支援事業(誰でも通園制度)
給食	自園調理
アレルギー対応	個別対応可（医師の診断書等が必要）

◆年間の主な行事

春 4～6月	なかよし会（入園式）、懇談会
夏 7～8月	やまつみフェス
秋 9～11月	引渡訓練、懇談会、入園説明会、親子遠足
冬 12～3月	クリスマス会・クッキング、もちつき、懇談会、節分、ひなまつり、またねの日（卒園式）
年間随時	避難訓練 園外保育（森の日、島の日、スキー）

【職員構成】
（令和８年度）

園　長	１ 名
副園長	１ 名
主幹教諭	１ 名
保育教諭	９ 名
栄養士	１ 名
調理員	２ 名
事務員	１ 名
看護師	２ 名

小規模保育施設
わだつみ保育園

◆施設情報

名称	一般社団法人のらてく　わだつみ保育園
所在地	塩竈市北浜一丁目13－8
開所年月日	平成30年4月1日
敷地面積・建物面積	380.1㎡・198.32 ㎡
建物構造	木造二階建
送迎用駐車場	あり
行事用臨時駐車場	北浜コミュニティーセンター
災害時避難場所	①塩竈市立第二小学校　②幼保連携型認定こども園やまつみ
３歳以上児連携施設	幼保連携型認定こども園やまつみ
実費徴収費用	布団リース代：800円・園外保育充実費：500円

◆保育目標

◎ よく遊ぶ子
◎ 素直で優しい子
◎ 自分やともだちが大好きな子

◆実施保育内容

開所時間	平日　７：００～１９：００　土曜　７：００～１８：００
延長保育	あり（１８：00～１９：00）６か月児より
０歳児保育	あり（生後２か月～）
特徴ある保育内容	自然保育・異年齢保育・食事・おむつに頼りすぎない保育・一時預かり事業・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
給食	自園調理
アレルギー対応	個別対応可（医師の診断書等が必要）

◆年間の主な行事（参考：令和8年度）

春 4～6月	なかよし会（入園式）、端午の節句、引渡し訓練、全体保護者会
夏 7～8月	七夕、夕涼み会
秋 9～11月	個別面談、親子レク・懇談会、クラス懇談会
冬 12～3月	味噌作り、もちつき・全体懇談会、節分、ひなまつり、味噌作り、 またねのひ（卒園式）、修了式
年間随時	避難訓練、園外保育（森の日、島の日） クッキング、わだつみサロン （未就園児向け：お米パンクッキング、えほんとわらべうたの会）

【職員構成】
（Ｒ８年度）

園長	１名
保育士	10名
調理員	1名
管理栄養士(兼任)	１名

小規模保育施設
てでぃべあ　～ちいさなひまわり～

◆施設情報

名称	学校法人向日葵学園小規模保育　てでぃべあ～ちいさなひまわり～
所在地	塩竈市字伊保石231-1
開所年月日	平成31年4月1日
敷地面積・建物面積	997.32㎡・141.44㎡
建物構造	木造平屋建
送迎用駐車場	あり
行事用臨時駐車場	あり
災害時避難場所	①塩釜ひまわり幼稚園　②伊保石公園
3歳以上児連携施設	学校法人向日葵学園 塩釜ひまわり幼稚園
実費徴収費用	衛生管理費　660円　　行事費　2,000円前後/年

◆保育目標

○健康で元気な子　(健やかにのびのびと育つ)
○よくあそぶ子　(身近な人と気持ちが通じ合う)
○情緒豊かな子　(身近なものと関わり感性が育つ)
を掲げ、乳幼児ひとりひとりの成長をふまえた保育を行ってまいります。

◆実施保育内容

開所時間	平日　7:15～18:15(延長の場合19:15)　土曜　7:15～17:00
延長保育	あり　(平日のみ 18:15～19:15)
0歳児保育	あり　(生後8ヶ月～)
特徴ある保育内容	園外保育(園バス利用)・連携施設での異年齢保育及び集団保育活動
給食	連携施設からの搬入
アレルギー対応	対応可　(医師の診断書が必要)

◆年間の主な行事

春 4～6月	入園式(新入園児のみ親子) 親子行事(参観・遠足・フリー参観等)
夏 7～8月	七夕会　・　じゃがいも掘り
秋 9～11月	親子行事(うんどうかいごっこ) だいこん掘り
冬 12～3月	親子行事(クリスマス会)・人形劇観賞 節分・ひなまつり・個人面談懇談会・ 修了式(2歳児のみ親子参加)
年間随時	避難訓練・誕生会・園外保育・身体測定 連携施設合同保育・ 年2回の健康診断 (内科健診　歯科健診)

【職員構成】
（R8年度）

園長	1名
保育主任	1名
保育士	10名
管理栄養士 （連携施設より派遣）	1名
給食調理員 （連携施設より派遣）	1名

NOVAバイリンガル塩竈後楽町保育園

◆施設情報

名称	株式会社NOVAキンダー　NOVAバイリンガル塩竈後楽町保育園
所在地	宮城県塩竈市後楽町21番7号
開園年月日	令和6年4月1日
敷地面積・建物面積	１１３６，５８㎡・５４４，３６㎡
建物構造	鉄骨造二階建
送迎用駐車場	あり（８台分）
行事用臨時駐車場	なし
災害時避難場所	こうらく公園・利府町立利府第三小学校
実費徴収費用	給食費（３歳以上）主食費：1,500円、副食費：5,000円 延長保育料（200円／時間） 入園セット11,000円～15,000円（通園リュック・ユニフォーム・園児帽 ）、傷害保険加入210円※任意

◆保育目標

・子ども達の興味と想像力を引き出しながら、自分で考え積極的に行動できるような環境づくりを行います。
・子ども達一人ひとりと向き合い、個性を伸ばし、また社会性も身に着けられるような多様性のある保育を行います。

◆実施保育内容

開園時間	平日：7:00～19:00　土曜日：7:00～19:00
延長保育	短時間：7:00～8:00／16:00～19:00 標準：18:00～19:00
0歳児保育	あり（生後5か月）
特徴ある保育内容	外国人講師が常駐し、英語活動を取り入れた保育
給食	自園調理（完全給食）
アレルギー対応	あり（医師の診断書等が必要）

◆年間の主な行事

春 4～6月	※入園式はありません ファミリーデイ・親子遠足
夏 7～8月	インターナショナルデイ・七夕 個人面談
秋 9～11月	スポーツデイ（運動会）・ハロウィン サンクスギビングデイ お店屋さんごっこ
冬 12～3月	スクールフェスティバル・個人面談 クリスマスパーティー・節分 ひなまつり・卒園式
年間随時	※上記下線部は保護者参加行事です 誕生会・避難訓練　※毎月実施 時期未定：内科検診・歯科検診

【職員構成】（令和８年度）

園長	１名
主任保育士	１名
保育士	７名
パート保育士	５名
子育て支援員	２名
栄養士	１名
調理員	２名
外国人講師	１名

〇お問い合わせ先
塩竈市福祉子ども未来部保育課　保育係
壱番館庁舎１階①番窓口
〒985－0052　塩竈市本町１－１
TEL０２２－３５３－７７９７

※見学・詳しい保育内容については、各施設にお問い合わせください